

次期医療計画の策定について

1 医療計画の概要、見直しの状況

医療法の規定に基づき、都道府県は5年を一期とする、医療提供体制の確保を図るための計画を定めることとされている。

現行計画が平成29年度末で終了となることから、同年度中に計画の見直しを行い、新たな計画を策定する必要がある。

今回は、計画期間が3年間である介護保険事業支援計画との同時改定となり、地域医療構想において算出した「在宅医療等の新たなサービス必要量」等について、両計画における整合性を図る必要がある。

平成28年度末に国から示された「医療提供体制の確保に関する基本的な方針」、「医療計画作成指針」等に基づき、外部有識者からなる検討組織での協議、他の行政計画との調整などを行なながら、策定を進めていく。

なお、次期医療計画からは、計画期間は6年間(平成30～35年度)とされた。

2 主な記載内容

二次医療圏等の設定

基準病床数の算定

5疾病5事業()及び在宅医療に係る医療提供体制等

地域医療構想(同構想は、医療計画の一部として策定された)

5疾病()

- ・がん
- ・脳卒中
- ・心筋梗塞等の心血管疾患
- ・糖尿病
- ・精神疾患

5事業()

- ・救急医療
- ・災害医療
- ・べき地医療
- ・周産期医療
- ・小児医療

3 スケジュール(案)

平成29年

5月23日 医療審議会付議(全体計画及び事業・疾病別ワーキングの設置等)
夏～秋 全体計画及び事業・疾病別ワーキング開催、データ分析、記載案作成
12月 素案決定

平成30年

1月頃 パブリックコメント実施、関係団体への意見照会
3月 医療審議会付議、庁議付議、計画策定

次期医療計画のポイント

- 1 医療提供体制を検討する疾患のうち、「急性心筋梗塞」を「心筋梗塞等の心血管疾患」に拡大
- 2 医療提供体制を検討する疾患に、「アレルギー疾患」、「今後高齢化に伴い増加する疾患」(ロコモティブシンドローム、フレイル等)を追加
- 3 介護保険事業支援計画との整合性を確保
 - ・医療計画、市町村介護保険事業計画及び県介護保険事業支援計画を一体的に作成し、医療サービス、介護サービスが、地域の実情に応じて補完的に提供されるよう、県、市町村関係者からなる「協議の場」において協議し、これらの計画の整合性を確保する。
 - ・具体的には、地域医療構想において「在宅医療等の新たなサービス必要量」とされた部分について、医療、介護のどの類型の受け皿で対応するべきかについて協議を行い、介護保険事業計画等と整合的な整備目標・見込量を設定していく。
 - ・協議が実効的なものとなるよう、協議の進め方、在宅医療の提供体制を考える上で地域において留意すべき事項については、今後、国において整理し、都道府県に示していくこととされている。